

大阪市DV施策の取組み

大阪市市民局男女共同参画課

1. 相談体制の整備と充実

- ①各区保健福祉センター地域保健福祉課に「児童虐待及び子育て支援、DV 担当係長」を平成 14 年 4 月から配置している。
- ②クレオ大阪(大阪市男女共同参画センター)における相談窓口及びマネジメント機能の充実
 - (1)クレオ大阪中央においてDV専門相談を開設(H14/7～)
 - (2)DV被害者の継続的カウンセリングの実施
 - (3)施設へのケースワーカー・カウンセラーの派遣(H14/8～)
- ③「大阪市DV施策ネットワーク会議」の構築(H14/8～) **資料①**
- ④「大阪市DV保護・自立支援対応マニュアル」の作成(H18/3改訂)
- ⑤関係職員等へのDVに関する研修の実施(H15～)
- ⑥通訳者を必要とする外国被害者への相談対応(H16/4～)
- ⑦クレオ大阪北における「男性の悩みのための相談」(毎週 1 回)の開設(H16/4～)

2. 緊急一時的な保護体制の整備と充実

- ①緊急母子一時保護事業を活用した母子被害者の一時保護
母子生活支援施設(4 施設)で各施設 2 室、計 8 室で対応
- ②社会福祉施設を活用した被害者の緊急一時的な入所の実施(H14/8～)
- ③「DV防止法」に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての大阪府女性相談センター(一時保護委託施設を含む)における一時保護の実施

3. DV被害者の相談・緊急一時保護的な保護・自立支援に向けた流れ **資料②**

4. クレオ大阪及び区役所での相談件数及び一時保護状況 **資料③**

5. その他

- ①啓発冊子・ビデオ・パネルの作成
- ②相談窓口紹介のカード作成
- ③クレオ大阪の男女共同参画セミナーでのDVに関する講座の実施

「大阪市DV施策ネットワーク会議」の設置概要

(1) 目的

本市においては、DVに対する取組について、相談窓口や緊急一時保護体制の充実、市民啓発、職員研修を行うこととしているが、女性に対する暴力の問題は課題が輻湊しており、関係する機関が相互に連携し、より一層の強力な取組が必要となっている。

そのため、行政、警察、民間などの関係諸機関が有機的な連携を図り、DVの問題に対する相談ネットワーク体制の強化や緊急一時保護事業、自立支援策等の検討など、DV被害女性に対する総合的な支援システムを構築するために各種施策のあり方を検討すること等を目的とする。

(2) 協議事項等

- ① DV被害者の緊急一時保護並びに自立支援にむけての情報交換
- ② DV施策についての研究協議
- ③ その他目的達成に必要な協議・研修・事業

(3) 構成

- ① 会議は、別紙の各機関実務担当で構成する。
- ② DV被害者の保護・自立支援に関わって、特に関係の深い機関にオブザーバーとしての参画を求める。
- ③ 会議の庶務は、大阪市市民局市民生活振興部男女共同参画課が担当する。

(4) 協議方法等

- ① 会議は、構成員の要望により必要に応じて開催する。
- ② 協議内容の必要に応じて、専門部会を開催する。
- ③ 必要に応じて、構成各機関職員の研修や相談事業等を実施する。

(5) 設置

平成14年8月1日から運営する。

「大阪市DV施策ネットワーク会議」構成員

- 大阪市
 - ・ 市民局
男女共同参画課、雇用・勤労施策室、人権室
 - ・ 健康福祉局
保護課、児童福祉課、児童指導課、健康政策課、
中央児童相談所、こころの健康センター、保健所
総合医療センター
 - ・ 住宅局
管理部管理課
 - ・ 教育委員会事務局
指導部初等教育課
 - ・ 区保健福祉センター（各代表1名）
地域保健福祉課、支援運営課
 - ・ 大阪市女性協会（クレオ大阪）

- 大阪府
 - ・ 大阪府女性相談センター
 - ・ 大阪府警察本部

- 大阪市の緊急一時的な保護関係機関
 - ・ 社会福祉施設管理法人
 - ・ 母子生活支援施設管理法人（2）

- ※ オブザーバー
 - ・ 大阪弁護士会
 - ・ 民間シェルター運営団体等（3）
 - ・ 大阪YWCA

（平成18年5月1日現在）

「大阪市DV施策ネットワーク会議」についての基本的な考え方

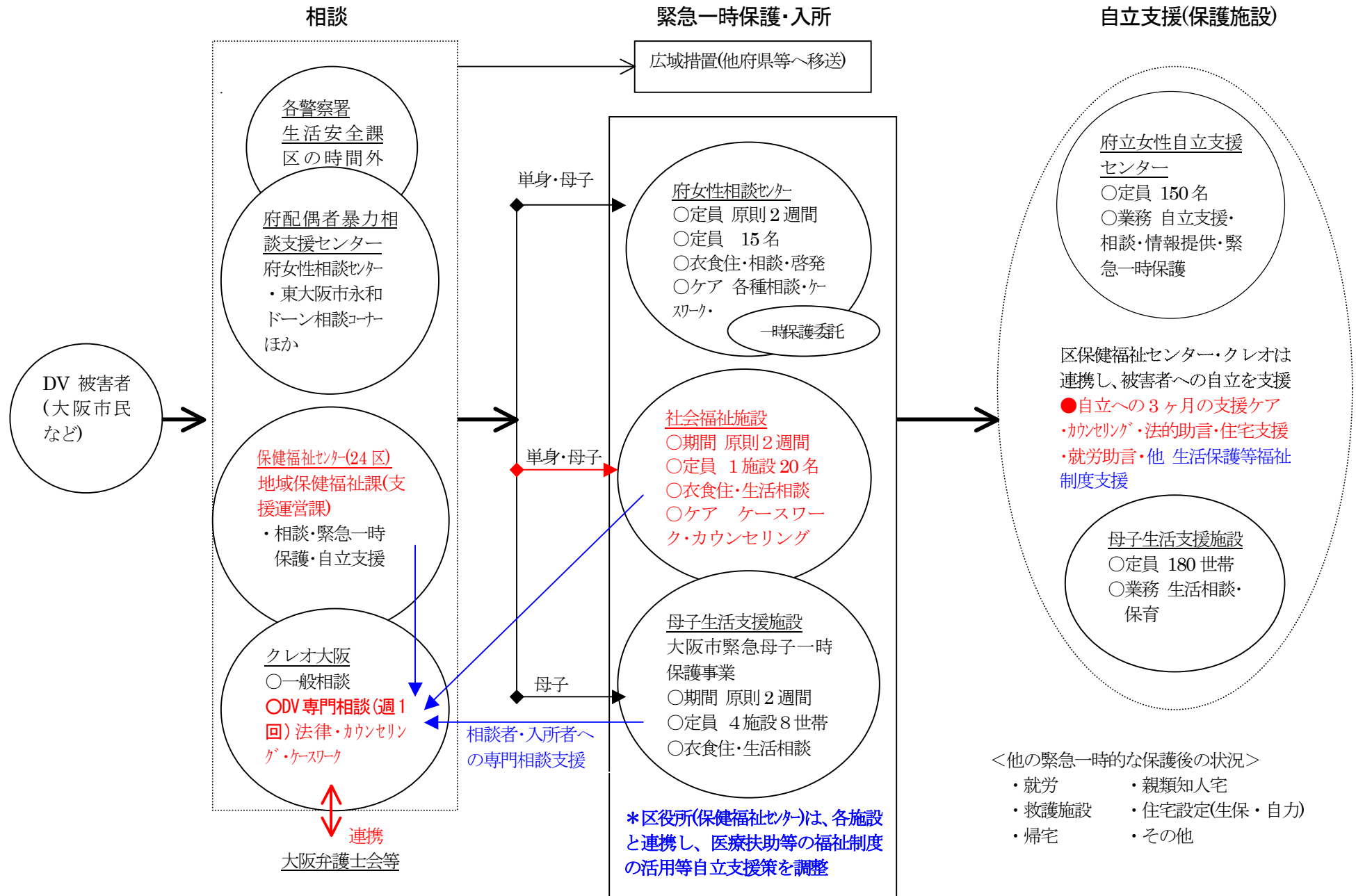
(1) 全体会議

- ① 年1回、全構成員が一同に会し、当該年度の事業方針等の情報交換・課題協議を行う。
- ② 専門部会の協議結果等により、必要に応じて全体会議を開催する。
- ③ 必要に応じて、職員対象の研修会や相談会を開催する。

(2) 専門部会

- ① ケース個々の支援のための問題解決に向けての調整は、一義的には関係機関(担当者)同士で協議する。
- ② 調整が困難な状況になった場合、当該機関は、専門部会の開催を呼びかける。
- ③ DV被害者の支援のための施策を充実・改善するために、調整が必要な場合、当該機関は、専門部会の開催を呼びかける。
- ④ 専門部会を呼びかける機関は、市民局市民生活振興部男女共同参画課へ連絡し、男女共同参画課が日時・場所等を設定し、各関係機関へ出席を依頼する。
- ⑤ 専門部会の設置は、相談から緊急一時的な保護の場面と、緊急一時的な保護から自立支援の場面の2つの場面に分類する。

大阪市DV相談・緊急一時的な保護・自立支援に向けた流れ



大阪市 DV 施策 参考資料

クレオ大阪での相談件数

(単位：件)

	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
全相談件数	6,782	7,635	8,617	9,788	9,604	9,205	10,211
前年比較		1.13	1.13	1.14	0.98	0.96	1.11
D V 相談件数	127	216	379	526	650	589	465
前年比較		1.70	1.75	1.39	1.24	0.91	0.79

区役所での D V 相談件数

(単位：件)

	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
D V 相談件数				656	840	1,048	996
前年比較					1.28	1.25	0.95

年度別の一時保護状況（大阪市関係のみ）

(単位：件)

施設	区分	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
母子生活支援施設	母子	42	45	57	47	65	52	71
	単身	3	14	0	0	0	0	0
	計	45	59	57	47	65	52	71
府女性相談センター	母子	1	10	40	21	18	14	8
	単身	29	62	57	32	19	28	14
	計	30	72	97	53	37	42	22
社会福祉施設	母子	-	-	-	34	43	39	39
	単身	-	-	-	48	72	82	77
	計	0	0	0	82	115	121	116
広域措置	母子	5	15	21	19	20	9	15
合計	母子	48	70	118	121	146	114	133
	単身	32	76	57	80	91	110	91
	計	80	146	175	201	237	224	224
前年比較			1.83	1.20	1.15	1.18	0.95	1.00